パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市の考え方について

1. パブリック・コメントの概要

案件名	鳥栖市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例（案）
意見募集期間	令和7年3月25日（火）～令和7年4月24日（木）
意見提出数	4件（4名）

2. 提出された意見の内容と市の考え方

鳥栖市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例（案）に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する市の考え方を次のとおり整理しました。

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	条例への反映の有無
1	4. 条例の骨子 （11）立入検査	昭和の頃に、宅地の造成目的と称して産業廃棄物を埋めているところを何度も見掛けた事があるため、広さに関わらず、搬入中に持ち込まれている物の目視検査が必要。	土砂等の採取場所については、申請時に搬入届や採取元の証明書にて審査を行うことにより、安全の確認を図ってまいります。 また、必要に応じ、事業場等に立ち入り検査を行うことができるようにしております。 産業廃棄物の不適正な処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により、規制がかけられているため、同法の規定に従い対応がなされます。	無し
2	全体	西新町の裏山（旧村田町のミカン山）では、事前説明で聞いていた内容とは違う整備がなされている。 また、近年全国的に数万件のソーラーパネルに関するトラブルが起きている中で、西新町も災害が起こるのではないかと心配しており、早く条例制定していただきたい。 併せて景観条例も進めていただきたい。	この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的としており、500㎡以上3，000㎡未満且つ高さ1メートル以上の埋立て等が、規制の対象となります。 条例については、速やかな成立を目指し、条例制定後に、所定規模以上の盛土・埋立て・堆積が行われる場合には、条例の規定に従い対応してまいります。	無し
3	全体	骨子案内には「土砂等」との表記が複数個所あるが、産業廃棄物が災害により流出した場合の被害は、土砂以上の被害が予想されるため、「産業廃棄物」に関する項目を追加及び追記すべき。	産業廃棄物の不適正な処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により、規制がかけられているため、同法の規定に従い対応がなされます。	無し
4	無し	60年前ごろは河川水を生活用水として使用でき、夏には安良川で泳いだり、魚を取ったりできていた。 現在、地域の方が立石町の沼川や、牛原町の安良川にヤマメを放流されているが、安良川にヤマメは生息していない。 安良川上流の砕石場から大量の濁り水を流され、川は濁り水で汚染されてしまい、ヤマメが育たないからと考えられる。 雨天時に川を見る度に、自然の恵みがなくなっているように感じる。	当該河川は、佐賀県が河川管理者となっております。 いただいたご意見につきましては、佐賀県の担当部署に報告させていただきます。	無し